

わが國幼兒教育史序説（そのⅠ）

— 特に法規・制度を中心として —

島 田 雅 治

1. はじめに

近代教育理念をさきえている原理の一つは、いうまでもなく教育の機会均等の原則である。すなわち、今日の教育は広く一般大衆の下からの教育要求にさきえられ、単に上から義務として与えられたものとしてではなくて、下からの、しかも各個人が本来もっている個有の権利として主張され、要求されている。わが国においては、戦後6・3制の実施によって、それは一応制度的、形式的に取り入れられ、保障されているかの観があるが、内容的、質的にはなお多くの問題を残しているのである。

ところで今日、こうした意味において、各個人がもっている教育を受ける権利を保障すべく、その教育権の拡大は、上にも下にも大きく拡大されつつある。上への拡大、その当面の大問題の一つであり、注目の的となっているのが、いわゆる高等学校急増対策である。それは周知のごとく、戦後のベビー・ブーム時代の子供達が、高等学校段階に達したことと共に、進歩率の上昇がそれに一層の拍車をかけているのである。他方上への拡大に目をうばわれて、ともすると軽視されがちであるが、しかし決して忘れてはならないのは下への拡大であり、それはいうまでもなく幼児教育の問題である。最近特に青少年の不良化、犯罪傾向が格別大きく世間の関心を集めているが、その原因のいくつかのうちの一つは、幼児時代における教育如何にあると考えられ、また一方、学問的にも幼児の「成熟年令点の下降」が叫ばれるに及んで、社会における幼児教育の重要性に関する認識は、とみに高まって来ている。

われわれは、最近保育関係雑誌において、幼

稚園の義務制についてふられているのを見るのであるが、そのことはすでに古く大正時代の始めから考えられていたことであるが、財政的、教育的両側面において、問題があるとして実現するにいたらなかった。当時は未だ十分な就学前教育に対する学術的研究も行われておらず、また幼児教育に対する一般の理解が常識的・独断的・断片的・思いつきのものであったことを思えば止むを得なかったことでもあろう。それ以来、おおよそ50年を経過した今日、幼稚園はひとしく学校系統の中にありながら、そして幼児教育の重要性が認識され、保育関係者などの強い要望にもかかわらず、義務制となつてはならず、また近い将来義務制になるという保障もない。そのためには政治的・経済的・社会的・教育的などの諸側面において、解決しなければならない問題が多く残されていることを示している。なかんずく義務制の問題は、今や国および地方公共団体が、幼児教育に対して具体的にどれだけの法的責任をとるか——それは経済的にも関連している——というところにあるように思われる。

ともあれ、幼稚園の義務制は、幼児教育関係者の悲願であるが、しかしといて義務制が実施されなくとも、幼児教育は決して静止しているのではなく、明治以来年々才々充実発展をとげ、制度的・内容的に著しい進歩をなして、今日に及んでいる。私はこの小稿においては、このようにして義務教育実施へあと一步と迫るまでに生長し、発展して来た幼児教育について、この際もう一度その歴史的発展経過——ただし今回は紙数の都合で明治時代に限られるが——を主として法規・制度的側面に立ちながら考察して行きたい。けだし幼児教育史の研究は、他

の分野におけるそれと比較する時、その数も少く、いささか立遅れているとの感をまぬがれないが、その中でも法規・制度を中心とした考察は極めて少いように思われる。

ところで、幼児教育発達史の時代区分について、小川正通氏は第一期（創設期）明治9年から明治30年代のはじめまで約20年間、第二期（基礎確定期）明治32年から大正年代の終りまでの約30年間、第三期（発展兼変動期）大正15年（昭和のはじめ）から敗戦、「幼稚園令」の終結までの約20年間、第四期（充実期）戦後「学校教育法」の制定から今日までの約10年余に区分している。また津守真氏もほぼ同様に区分している。かくてこの発達区分は、幼稚園そのものの法規・制度的、あるいは内容面から考えて最もふさわしいように思われる。しかしこの区分による把握の仕方は、小学校、中学校など他の学校系統との関連を失するうらみがないとはいえない。ゆえに私はこの小稿においては、私かって別の箇所においてなした区分にしたがって考察してみたいと考えている。この意味でこの小稿は一つの試論といえよう。

2. 「学制」時代（明治5年～

明治13年）

(1) 「学制」以前の幼児教育施設 わが国の最初の公立幼稚園は、一般に明治9年東京女子師範学校に附設されたそれであるとされているが、それ以前に幼児教育施設はなかったのかという決してそうではない。幕末の一農政学者、佐藤信淵は、その著「垂統秘録」の中で「慈育館」と「遊児廠」という乳幼児施設を考えていた。前者は貧民の赤子を養育する機関であって、今日の保育所的色彩の強いものであり、後者は小児を遊樂せしめる堂であって、今日の幼稚園の性格に近いものである。また寛政2年に公刊された永井堂龜友の「小児養育質気」という書物によると、京都の幻心という人が、2・3才から7・8才ぐらいの子供を集めて遊ばせたことがかかされている。このように明治維新以前においても、単なる着想にとどまっ

たり、あるいは子供を集めて遊ばせたに過ぎなかったとしても、古くから幼児保育施設の構想が存在していたことは注目されねばならない。

明治時代に入って、わが国における初めての幼稚園は、明治4年（1871）にメリ・プライン（Mary Pruyn）、ジュリア・クロスビー（Julian Crosby）、ルイゼ・ピアソン（Louis Pierson）の3人のキリスト教女宣教師によって、横浜に開かれたものである。これらは混血児の問題解決をかねて幼児施設を志したもののようであるが、それとしては成功しなかった。

(2) 「学制」の成立と幼稚園 わが国が近代的な教育制度を採用し、日本教育の基礎を確立したのは、明治5年の「学制」の頒布によってであった。われわれは、この「学制」においてはじめて、今日われわれが「幼稚園」と呼んでいるところの先駆をなす、いわゆる「幼稚小学」を法規の上に見出すのである。すなわち、「学制」第21章に「小学校ハ……之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ」と規定され、さらに第22章において「幼稚小学ハ男女ノ子弟6歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」とその性質を示している。しかしながらその開設に必要な編成、教育の内容、教員の資格などの条件については規定されておらず、幼稚小学はついに実現の運びにいたらなかったのである。それは果して如何なる理由によるものであろうか。

その理由は第一に「学制」そのものの中に、そして第二に明治維新政府の教育政策・教育精神の中に見出すことができる。周知のごとく、「学制」は全国画一的・中央集権的・干渉主義的な義務教育制度を建前とする、秩序整然とした形式を備えたものであるが、この教育制度は佐沢太郎によって翻訳された「仏国学制」を台本にして起草されたものである。このことは、その内容を比較検討すれば容易に知ることができる。従って「幼稚小学」もその例外ではあり得ないであろう。「幼稚小学」は「仏国学制」第一編第一目および第一条に規定されている「育幼院」の模倣に由来していると考えられる。

「育幼院ハ小兒ノ才ヲ導キ心術ヲ正クシ、見聞ヲ広メ、意志ノ向フ所ヲ定メシムルヲ以テ目的ト為ス。其教育恰モ慈母ノ其子ヲ撫育スルニ異ラス、童蒙ノ解シ易キ話ヲ説キ或ハ弄物ヲ示シテ学問ノ端緒ヲ授クルナリ。然レドモ、此院ヲ指シテ学校ト謂フハ不穩トス。」(「学制」第21章に相当)と規定され、さらに第一条に「育幼院ハ男女共満6才マデノ小兒ヲ入ラシメ慈母ノ如ク之ヲ撫育シ、年齢ニ相当セル教育ヲ授ケ敢テ謝物ヲ要セズ。此院ニ於テハ必ズ奉教ノ道読法書法ノ端緒ヲ開キ導キ数字ヲ口授シ傍ラ觀善ノ歌ヲ教ヘ針線及ビ諸ノ手業ヲ教フ。」(「学制」第22章に相当)と規定されているのを見れば明らかである。かくして実際には開設する意図をもたないで、「旧国学制」の中にたまたま「育幼院」が規定されていたので、形式上ととのえておいたものとししか考えられない。あるいは、たとえ開設の意図はあったとしても、他のそのように積極的に普及させようとする企てはなかったと思われる。それはあたかも、「ただフランスの教育制度に修身科というものがあるから、日本の「学制」にも必要であろうというので、全く無自覚的にこれを一科目として採択したのに外ならない」として、「学制」において当時教科目の中に「修身」が定められながら、殆どかえり見られなかったのと同様に、明治5年前後には、未だ就学前の教育の重要性は認識されていないといえよう。

次に明治政府の教育政策はどうであったろうか。それは「学制」と相前後して公にされた太政官の布告である、「学事奨励ニ関スル被仰出書」からもわかるように、その基本方針は富国強兵と文明開化である。わが国が近代国家としての形をととのえ、欧米資本主義諸国に対抗して行くためには、早急に国力の充実を図らねばならない。そのためには、従来の封建的政治形態を克服して、政治権力を中央政府に集権し、資本主義体制を確立し、その生産に支えられながら近代軍事力を編成するという、富国強兵策を促進しなければならない。そもそも明治政府が啓蒙主義の立場で教育を重視した所以は、外ならぬ国家富強のためであった。明治5年文部

省の太政官宛伺案に「国家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進展スルモノアルニヨラサルハナシ文明ノ以テ文明トスルユエンノモノ一般人民ノ文明ナルニヨレハナリ一般人民文明ナラスタヘ一ノ聖賢アリトイヘトモ文明ニ関スルモノ幾何ソ」と述べている。それはいいかえれば、「国家富強・安康」のためには「文明化」が必要なことを示している。すなわち、わが国が近代国家として形をととのえるためには、他方において文明開化の域に進ましめ、国民意識の育成を必要とし、同時に資本主義社会に適応するための生活様式の近代化を計らなければならない。そのために新しく国民教育制度を確立し、近代文明の啓蒙・普及徹底を計る必要がある。

このような立場に立って教育の樹立をなさんとすれば、「自今以後一般ノ人民……邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」ところの人民共通の普通教育と、その義務制を実施し、短期間に必要最小限の労力・技術を身につけさせることが大切である。と同時に政権を担当する少数の指導者を養成し、教育・学術の中心機関たらしめるために大学が必要になって来る。そのことを端的に示すものとして、すでに早く明治3年2月に「大学規則」が設けられ、五分科大学の制が立てられていること、および明治2年2月の「府県施政順序」において第一に「小学校ヲ設クル事」が記されていることによっても、そのような要請があったことを容易に知ることができる。

以上のように見て来ると、「幼稚小学」はいづれの側面から考えても、当時積極的に推進される理由を見出すことはできない。なかんずく、富国強兵と文明開化による急速な科学技術の発展に直接に奉仕しない幼児教育はあとまわしにされ、取り残されている。それは明治以来一貫した政策であったともいえる。従って幼児教育は、その最初の出発点から、他の学校に比して遅れ、80有余年を経過した今日においても、なお依然としておけている根本的理由があるように思われる。かくして「学制」の規定は、すぐには実施に移されず、空文に終わったの

である。

ところでわが国の法規の上に規定された最初の幼稚園は、明治9年11月（1876年）に東京女子師範学校（戦前の東京女子高等師範学校、今日のお茶の水女子大学）に設置されたものである。

（厳密には、明治8年12月京都第30区小学校〈明治2年5月創設の京都上京区第27番小学校で、今日の柳池小学校〉の校舎の一隅に開設された「幼稚遊戯場」がその嚆矢といわれている。）しかし1年半後には廃止された。それは学区内の教育に熱心な一部有識者によって設けられたものであり、地域社会一般の幼児教育に対する認識が極めて浅く、無関心に近い状態にあったためである。しかしこの設置に先だって、明治8年7月7日付をもって、文部大輔田中不二磨の名による幼稚園開設に関する伺書が、太政大臣三条実美に提出された。それは次のようなものである。

幼稚園開設の議

「方今小学校ノ設立漸ニ加ハリ学令子女就学ノ途相開ケ、授業ノ方法稍端緒ニ就キ候得共学令未滿ノ幼稚ニ至ッテハ、誘導ノ方其宜ヲ得ザルガ如ク、教育ノ本旨ニ副ハス頗ル欠典ト存候、因テ這回東京女子師範学校内ニ於テ幼稚園ヲ創置シ、茲ニ幼稚ノ子女凡百人ヲ入レ看護扶育以テ異日就学ノ階梯ト致度尤右費用ハ当省額金ヲ以テ措弁可致候条段仰裁可候也。」と。

しかしこの伺は聞届け難い旨の達しがあつて、さらに8月25日再応伺が出されたが、これに対して9月13日「伺之趣聞届候事」ということになり、ようやく賛同を得たのである。かくて文部省は11月14日付で次のような布達を出した。

文部省録事

第60号

東京女子師範学校内ニ於テ幼稚園開設候此旨布達候事

文部大輔田中不二磨代理

文部大丞九鬼隆一

明治9年11月14日

よって75名の幼児と監事関信三、主席保母松野クララ夫人、保母豊田英雄などの職員構成をもって、同11月16日に開設式が行われて、こ

にわが国最初の公立幼稚園が出現したのである。時の皇后（昭憲皇太后）皇太后（英昭皇太后）⁽¹¹⁾

（註）翌年11月27日田中不二磨は、かれの談話「教育瑣談」の中で、「8年女子師範学校を設立するや、翌年其附属として、該校内に開設せり。元來、海外各国に於ては、私設を主とし、殊に米国の如きは、富豪の徒、之が為に資を投じて、規模の完美なるもの、甚だ多く、予は其実況を視察して、頗る有益なるを認めたり、然るに当時、幼児の教育は却て有害無効なりとの反対説ありしが、予は積極論者として、一は幼稚園の模範を公示し、一は教育の發展を企図し、又女子師範学校生徒の実験に資せんと欲して、遂に其開設を断行し、而して彼の幼稚園の誕生国たる独逸人にして既に松野礪氏夫人となりシクララ子を主任教師に任ぜり……」と述べている。

の来園行啓を仰いで、盛大な幼稚園開業式が行われた。このことは当時幼稚園の設置が、いかに重大な教育上のできごとであったかを示しているといえよう。

ところで幼稚園開設の主旨は、附属幼稚園規則第一条によると「……学令未滿ノ小兒ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情宣ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニアリ」と規定されている。また入園については、第二条、「小兒ハ男女ヲ論ズ年令滿3年以上滿6年以下トス但シ時宜ニ由リ滿2年以上ノモノハ入園ヲ許シ又滿6年以上ニ出ヅルモノト雖モ猶在園セシムルコトアルベシ」となっている。定員については、第四条「入園ノ小兒ハ大約150名ヲ以テ定員トス」となっており、保育料については、第八条「入園ノ小兒ハ保育料トシテ1ヶ月ニ金15銭ヲ収ムベシ、但貧困ニシテ保育料ヲ収ムル能ハザルモノハ其旨申出ヅベシ事実ヲ訊問シテ後コレヲ許可スルコトアルベシ」と規定され、さらに保育時間は、第十条で「毎日4時」とすることとなっている。このように幼稚園の目的、対象児の年齢、定員、保育時間など主要な点はすべて規定されているが、このことはわが国の最初の幼稚園規定として、当事者達のその努力は高く評価

されなければならない。そしてそれは全国各地の新設幼稚園関係法令にも、少なからぬ影響を及ぼしたことを見逃してはならない。また保育内容の細部については、法規に規定されていないが、附属幼稚園の内規には物品科・美麗科・知識科の3科目と25の子目があげられている。これらはいずれもフレールのそれに準拠したものと考えられている。

以上のようにして、最初の幼稚園が発足したのであるが、この幼稚園は、すでに述べたところからもわかるように、一般社会の下からの要請によるのではなくて、欧米諸国の近代文化を導入しようとする当時の有識者や上流社会の人々によって支持されたものであり、園児もそれらを有識・有産階級の人々の子弟であり、また保育料も高く、保育時間も短い。このような点から日本の幼稚園が長く貴族的性格をもち、一般大衆の子弟にとっては、無縁の存在と白眼視されて来た所以が理解される。

かくして誕生した附属幼稚園も次第に充実し、且その活動は幼児教育施設の必要を地方の府県にも認識せしめる大きな原動力となった。そして幼稚園設立の気運も抬頭して来たが、当時最も肝心の保姆が容易に得られないという問題が起って来た。そこで文部省は保姆養成の必要を認め、明治11年6月「幼稚園保姆練習所」規則を制定して、東京女子師範学校内にこれを設け、修業年限1カ年の保育科目の練習をなさしめた。しかし学資や試験科目などのことはもとより、教育を受けた場合とそうでない場合との保育上の差異も認められていない当時の状況から保姆の志願者も少く、そのため僅か2年余にして一旦廃止となった。

明治12年にいたり、ようやく大阪府（府立模範幼稚園）、鹿児島県（鹿児島幼稚園）に各1カ所、和歌山県に幼児保育所が1カ所、さらに小学校附属幼稚園が宮城県の仙台市（東二番町尋常小学校附設）に設けられていることは注目される。

3. 「教育令」時代（明治13年～明治18年）

(1) 教育令の公布と儒教主義の復活 わが国に近代的な教育制度をもたらした「学制」は明治12年に早くも廃止された。それは「学制」があまりにも理想に過ぎ、画一主義に流れて、わが国の国情や教育の現実に即さない点が多かったからである。そこで「学制」にかわって「教育令」が公布されたのであるが、それは公布後1年3カ月にして再び改正を余儀なくされ、一度失われた「学制」の精神を高めるねらいのもとに「改正教育令」は公布された。

明治10年頃になると欧化主義や自由民権運動が次第に活潑化してきたが、他方においては極端に西洋の文物を排斥する国粹保守主義が抬頭して、両者は対立し、その結果思想界は混沌の様相を呈するようになった。こうして教育の目的・方針についても一致するところをみず、国民教育上重大な段階にたちいたった。このような事情のなかにあって、国民教育の中核として道徳教育の徹底の必要が強調され、国民生活の安定の基礎を確立するには、修身こそが核心となるべきであるという考え方が示された。この趣旨に則って明治12年に公布されたのが「教学大旨」であり、「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メテ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨」と述べて、復古的・儒教主義的道徳の基礎が示され、前近代的な道徳教育が開始されるにいたった。そうしてこの教育を徹底するために、明治14年「小学校教則綱領」、「中学校教則大綱」、続いて「小学校教員心得」が公布され、欽定教科書「幼学綱要」をはじめ、文部省刊行の修身教科書も次々と出版された。こうして学校教育をあげて、徳育優先の忠孝教育と愛国心の涵養が強調された。

しかし幼稚園においては、すでに指摘したところからも理解されるように、忠孝教育や愛国心の涵養も強調されず、また小・中学校などでその教育課程の基準が考案されたのに対して、幼稚園は制度的不毛も手伝って、そのらち外に

おかれているのである。

(2) 府県立幼稚園設置に関する施行規則の公示

明治12年9月公布された「教育令」第一条に、「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」と規定され、幼稚園という用語が始めて国の法規の上において使用され、その独立性を認められる方向にあることは、幼児教育制度史上の一大進歩といわねばならない。

明治11年5月「日本教育令」草案によると、その第六十六章に「各地方ニ於テハ学令以下ノ幼児ヲ保育センカ為ニ幼稚園ヲ設クルコトアルヘシ」と規定し、さらに明治12年7月の「教育令布告案」第一条は、「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」と述べたあと、院議として「幼稚園ヲ原案第二条ヨリ本条ニ移スハ幼稚園ハ必シモ学校ニ属ス可キモノニ非サルヲ以テナリ……」、第二条「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス（但幼稚園モ亦之ニ属ス）」

以上の規定からもわかるように、幼稚園の本質を認め、同時に幼稚園が学校とは違うものであることの理解をも示している。

続いて同年11月には幼稚園に関する三つの布達、すなわち文部省布達第5・第6・第7号が出され、公立幼稚園の設置、廃止については、公立学校同様府県知事県令の認可を要し、私立幼稚園については、私立学校同様知事県令に開申すべきことを指令し、さらに保育法について前者は文部卿の認可を要し、後者は府県知事県令に開申すべきことを指令している。そしてこの布達において幼稚園は他の学校と同様な扱いをうけるにいたった。

さてすでに述べたごとく、「教育令」は公布後1年数ヶ月にして廃止されたが、明治13年12月「改正教育令」が公布された。そして設置、廃止に関するさきの布達の内容は、第二十条・第二十一条・第二十二条にそれぞれ条文化されたのであるが、ひきつづいて同14年1月文部省達第4号をもって、「府県立学校幼稚園書籍館等設

置廃止規則」が定められ、第二条にその手続の詳細が規定された。このように文部省が大いに幼稚園に関心を持ち、規則をかなり詳細に定めたということは、法律的にだんだん整備されるきざしを示すものであり、教育の他の分野においてよりはなお一層たちおくれにはいるが、文部省当局の施策が徐々に、しかも強くうち出されるようになったことを物語るものである。

(註) 第二条府県立幼稚園設置セントスルトキハ左ノ第一項ヨリ第七項迄ヲ具シテ伺出ヘシ且第八項ヨリ第十一項迄ヲ具シテ開申スヘシ

(1)設置ノ目的 (2)位置 (3)保育ノ課程 (4)入園退園ノ規則休日等 (5)保嫗等職務心得及其人員俸額 (6)整地建物ノ略図坪数等 (7)経費収入支出及其細目 (8)名称 (9)保育用器具等 (10)幼稚ノ概数 (11)保嫗学力及履歴

ところで明治5年に「学制」が公布されて以来10カ年余、教育も次第に軌道に乗りはじめて来たといえる。しかし幼稚園については、明治13年に大阪府下に公立愛珠幼稚園が、東京府下に私立桜井小学附属幼稚園が新設され、やっと5園に達したばかりである。このように幼稚園が増加しないのは、諸種の原因が考えられるが、世人の幼児教育機関の重要性についての正しい認識がなく、また教育費や教師の不足、さらには東京女子師範学校附属幼稚園が幼稚園の範として君臨し、それ以下の条件のものを幼稚園と思わせない風潮が生じていたことなどがあげられている。

(3) 簡易幼稚園の設置 このような状況の中にあつて、明治15年12月全国各府県の学務課長会議を招集して、当時の文部卿代理九鬼隆一が、教育上の施設について示諭を行い、その中で幼稚園のことについて述べているが、その要旨は「文部省直轄の幼稚園は、規模や編成が大きすぎて地方では設置できないし、富豪の子弟でなければ入園できないという感じを持たれている。しかし、幼稚園には別種類のものがあつていいのであつて、都会・田舎を問わず設置できるよう編成を簡易にし、貧民・力役者の子弟をも養育できるようにすべきである。そうすれば父母が育児から解放されて生産に従事でき、そ

の益は少くない。」と。

また同年の文部省の年報は、当時の幼稚園の実情を示し、且そのあり方をさとしている。「府県幼稚園ノ設置此ノ如ク僅少ナルヲ以テ学令未滿ノ幼稚ハ殆ント教育ヲ受クルノ地ナクシテ徒ニ危険鄙猥ノ遊戯中ニ生長セサルヲ得サルノ情况アリ……地方ノ教育家タルモノハ其土地ノ状況ヲ察シ或ハ整備ノ編成ニ採リ或ハ簡易ノ方法ヲ設ケ以テ幼児ヲ待ツノ準備ナカルヘカラス是目下緊要ノ事項ト云フ可シ。」と。ここにわが国の幼児教育史上始めて「^④簡易幼稚園」という呼称が使用され、この後もたびたび使用されるにいたった。そして幼稚園の普及発達に一つの道を開いたものと考えられる。

(4) 学令未滿児の小学校入学禁止 ついで明治17年2月文部省達第3号が発せられた。「学令未滿ノ幼児ヲ学校ニ入レ学令児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠候条右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事」^⑤と令達し、学令未滿の幼児の小学校入学を禁止している。確かに学令未滿の幼児が学童と同一^(註)

(註) 同日文部省普通学務局長より府知事県令に対し通牒が出された。「学令未滿の幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘキハ勿論ノ儀ニ有之候処右幼児ヲ学校ニ入レ学令児童ト同一ノ教育ヲ受ケシメ候向往々有之右ハ心身ノ發育ヲ害スルコト不尠ニ付今般別紙之通達相成候尤右幼稚園ノ編成ニ就テハ既ニ前年府県学務課長ヘ示論相成候趣モ有之必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノノミニ限ラス種々簡易ノ編成方モ有之候事故土地ノ情况ニ応シ或ハ別ニ之ヲ設置セシメ或ハ学校ノ一部ヲ以テ之ニ充テシムル等夫々適宜ノ方法御計画之上御同出相成可然ト存候条此段為念及御通牒候也」

の教育を受けることは、心身の發育に弊害をもたらし、放任することは出来ない。しかしこれらの措置は果して幼児教育の本質にかんがみてなされたか否かはともかくとして、当時は未だ小学校入学の学令が制定されておらず、一般の向学心も手伝って早くから小学校へ入っていたところから、各府県に大きな影響を及ぼしたのである。

この結果、幼稚園熱が非常に高まり、明治15年が8園、同16年が12園、同17年が17園とその数も少く、増加も僅かであったのが、同18年には一躍その数も30園となり、幼児数も同16年554名から同18年は1,873名と3倍余となっていることは注目されねばならない。

4. 「学校令」時代（明治19年～昭和15年）

(1) 「学校令」と教育勅語の渙発 明治19年内閣制度が制定されて初代の文部大臣に就任した森有礼は、明治初年以來の欧化主義や自由民権思想の立場を排して、封建的儒教道徳と国家主義・国粹主義の立場から教育制度の大改革を断行し、「教育令」を廃止して新たに「学校令」（明治19年）を制定した。これによってわが国の学校制度は、小学校を基礎として整然たる一つの体系をなすにいたった。しかし幼児教育制度に関しては、みるべき施策が講ぜられなかったといえよう。

しこうして、当時の思想界の実態は、欧化主義と保守主義がきびしく対立して、それが国民の思想上にも生活上にも大きく影響を及ぼしていた。そして教育界の実態も混沌たる状況であったので、そのよるべき方針を確立せんがために、明治23年10月30日に教育勅語が發布された。ここに国民教育の根本方針は確立され、国民教育の聖典として、長い間絶対的の權威を發揮した。かくして一般教育制度と同様、幼稚園教育の法制化の面も一段と整備充実の度を加えるにいたった。

(2) 幼稚園に関する諸規定の制定とその増大

明治23年10月改正小学校令が公布され、幼稚園に関する規定が示された。それによると、市町村にも幼稚園を設置しうること、(第三十条) 市町村は町村学校組合を設けて幼稚園を設置しうること、(第三十七条) 市町村立、私立の幼稚園の設置は府県知事の認可を受くべきこと、(第四十条および第四十一条) また廃止について、前者は府県知事の認可を、後者は上申を要する

こと、などが定められている。

翌24年11月文部省令第18号をもって、この小学校令の規定の趣旨にもとづき、「幼稚園……等ニ関スル規則」が制定され、幼稚園の保姆資格（第一条）、任用、解職（第三条、第四条）、保育規定（第五条）、設置・廃止に関する規則は府県知事が定めること（第十二条）などについて定め、その大綱を示している。

このように幼稚園に関する事項が、たとえ小学校制度の発達史と比較すれば、極めて立回っているとはいえ、やや詳しく法規の上に規定されたのはこの時が最初である。これによって、幼稚園の今後の方向が示され、その発展が基礎づけられたといえよう。かくて幼稚園の重要性に関する認識も格別高まり、また先に述べたように1ヶ町村が設置しがたいときは、数ヶ町村協議の上町村組合を作って幼稚園を設置し得るにいたり、設立費用負担の範囲が大いに融通されるようになり、幼稚園の設置を間接に奨励したこともあって、その設置数は下表に見るごとく、明治23・4年を境として、飛躍的に増大した。

年 代	M9	15	20	21	22	23	24
幼稚園数	1	8	67	91	112	138	147
年 代	25	26	27	28	29	30	
幼稚園数	177	186	197	219	223	222	

以上のようにして、幼稚園は徐々ではあるが、しかし確実に成長して来ている。そして創設期としての幼稚園時代は、明治27・8年の日清戦争をもって終了し、それ以後保育制度・施設さらには幼児教育思想などが充実発展し、その規模や内容さらには数の上からも、現代にみるような規定や施設の母体ができあがるという、いわゆる基礎確立期を迎えるのである。

(3) 保姆養成制度 さて幼稚園の普及・増大は幼児教育のために極めて望ましいことであるが、幼稚園の発展にとって最も大切なもの一つは、ふさわしい保姆が容易に得られるか否かの問題である。すでに明治11年6月に「幼稚園保姆練習科規則」が制定されたが、諸般の事由

により廃止されたことは、先に述べたところである。その間、明治22年に私立東京府教育会主催の幼稚園保姆講習会や、神戸における一派の宗教家が保姆養成を試みている。その後同29年7月にさきの保姆練習科は復活開設されている。そして同38年よりその保姆練習科は、保姆実習科と改称されて長く経営されている。

しこうして保姆養成について法規に規定されたのは、明治30年10月の「師範学校令」が最初である。その第九条に「師範学校ニ予備科小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得」と定めている。ついで同40年4月に「師範学校規程」が出され、保姆講習科の規定などが明示されている。

(4) 幼稚園保育及び設備規程の公布 わが国は明治27・8年の日清戦役を勝利のうちに終了することができた。そして戦後は国力の充実の計画が、各方面にわたって行われ、教育に関する諸制度の改定、教育上の諸施設もまた着々と実行された。幼児教育についても、いよいよその強化が計られ、幼稚園の普及と相まって、従来あいまいであった幼稚園の施設・設備・編成などに一定の基準が設けられることになり、明治32年6月「幼稚園保育及び設備規程」（文部省令第32号）が公布された。（小学校についても明治24年に制定された「設備準則」が、明治32年7月に改正されている。）つづいて翌33年8月「小学校令」が改正されるにしたがって、新たに「小学校令施行規則」が定められ、その第九章「幼稚園及ピ小学校ニ類スル各種学校」の中において、幼稚園に関する事項が詳細に規定された。

かくて幼稚園の設置・廃止は小学校令を準用し（小学校令第十五条及び第十六条）、幼稚園は小学校に附設することができるようになり、（第十七条）、その他幼稚園に関する事項は、文部大臣の定めるところによるものとされたのである。（第五条）幼稚園はこのような規程にささえられながら、次第に普及発達をとげて行った。その後この規定は若干の修正がなされたが（明治44年7月小学校令施行規則改正にともない、園児数は原則として120人以下、特別な事情ある場合は200人まで増しうるとなり、保姆1人あたりの保育児数約40人以下と

改められ、また保育時間の制限が廃止されて伸縮自在となった。) 日露戦争・第一次世界大戦を経て、大正15年に幼稚園に関する最初の独立規定としての、「幼稚園令」が制定されるにいたるまで、長くその効力を発揮し、幼児教育の発展の上に大きく影響を及ぼしたことは見逃されてはならない。

さて「幼稚園保育及び設備規程」によると、一日の保育は5時間以内(第二条)、保姆1人あたりの保育児数は40人以内(第三条)、園児数は100人以内、特別の事情がある場合は150人まで増加しうること(第四条)、保育室は幼児1人についてそれぞれ0.25坪、遊園の面積は1坪以上であること(第七条)となっている。また保育の要旨(第五条)は次のごとくである。

1. 幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハントコトヲ要ス。

2. 保育ノ方法ハ幼児ノ心身発達ノ度ニ適応セシムヘク其会得シ難キ事物ヲ授ケ或ハ過度ノ業ヲ為サシメ又ハ之ヲ強要シテ就業セシムヘカラス。

3. 常ニ幼児ノ心性及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメントコトヲ要ス。

4. 幼児ハ極メテ模倣ヲ好ムモノナレハ常ニ善良ナル事例ヲ示サンコトニ注意スヘシ。

と規定して、当時の保育の目的、方法を示している。

保育項目(第六条)については、「幼児保育ノ項目ハ遊嬉・唱歌・談話及手技トシ左ノ諸項ニ依ルヘシ」と規定し、明治14年に制定した20科目を簡素化して、4項目にしぼっている。しかし項目相互間の関係は不明確であり、また社会性などに対する配慮はなされていない。その他今日から見れば、保姆1人あたりの保育児数などの点において問題はないではないが、時代と共に充実向上して来ているということは否定できない。

あ と が き

私は以上のように明治時代における幼児教育史——幼稚園史——を、その時代の社会的・政

治的状况にも多少ふれながら、法規・制度を中心として考察して来たが、はじめに述べたようにもとより一試論に過ぎない。しかも最初の予定としては、明治以来今日までのそれを考察しようと考えていたが、紙数の都合もあって、今回は明治時代に限り、それ以後は別の機会にまつことにしたい。そしてまた幼児教育史を考察するにあたっては、幼児教育の両輪の一方である、社会事業あるいは児童福祉事業としての保育所のそれと無関係であることはできないが、今回はあえて保育所について触れることをさけた。しかしこれについても今後研究をすすめて行かねばならない。

参 考 文 献

- ① 近藤正樹著「近代学力—その性格と形成」明治図書
- ② 東京都立大学人文学会「人文学報」頁64～65(幼稚園令<大正15年>成立事由の一考察)
- ③ 幼児教育学(教育学テキスト講座第10巻)頁260～261お茶の水書房
- ④ 津守真・久保いと・本田和子著「幼稚園の歴史」頁34 恒星社厚生閣
- ⑤ 湯永重次・島田雅治他共著「道徳教育の研究」頁46～43埼書房
- ⑥ 前出「幼稚園の歴史」頁203
- ⑦ 「幼児の教育」第6巻 第4号 頁61
- ⑧ 「学制80年史」頁723 文部省
- ⑨ 「日本幼稚園史」倉橋惣三・新庄よしこ共著 頁318
- ⑩ 稲富栄次郎著「道徳教育論」頁128～129
- ⑪ 「明治以降教育制度発達史」第1巻 頁340
- ⑫ 「日本教育史資料書」第5輯 頁212～213
- ⑬ 同上 頁150
- ⑭ 同上 頁168
- ⑮ 前出「日本幼稚園史」頁37～38
- ⑯ “ 「幼児教育学」頁226～227
- ⑰ 前出「道徳教育の研究」頁49参照
- ⑱ 文部省「学制80年史」頁747
- ⑲ 前出「明治以降教育制度発達史」第2巻 頁148
- ⑳ 同上 頁155
- ㉑ 同上 頁167
- ㉒ 同上 頁215～216
- ㉓ 「保育」昭和36年8月号 頁27～28 ひかりのく

わが国幼児教育史序説（そのⅠ）

に昭和出版KK

- ②4 前出「日本幼稚園史」頁330
- ②5 前出「明治以降教育制度発達史」第2巻 頁275
- ②6 同上 第3巻 頁61～64
- ②7 同上 // 頁126～127
- ②8 帝国教育会編纂「幼稚園研究」頁27 文化書房
- ②9 前出「明治以降教育発達史」第4巻 頁425
- ③0 同上 頁151
- ③1 同上 頁25～28
- ③2 同上 頁59